

保振社振 16 第 325 号
平成 17 年 3 月 2 日

短期社債振替制度利用者 各位

株式会社 証券保管振替機構
代表取締役社長 竹内克伸

「短期社債等に関する業務規程」等の一部改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の本年3月7日の施行により、商業登記法の一部が改正され、「登記簿の謄本又は抄本」が「登記事項証明書」に整理されることに伴い、「短期社債等に関する業務規程」及び「短期社債等に関する業務規程施行規則」について、別添のとおり一部改正を行い、平成17年3月7日付で施行することとしましたので、ご通知いたします。

今回の改正概要は下記のとおりです。

記

商業登記法の一部改正に伴う整理

「短期社債等に関する業務規程」及び「短期社債等に関する業務規程施行規則」において、「登記簿の謄本又は抄本」と規定している文言を、「登記事項証明書」と改正する。

以 上